

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生を踏まえ、家畜伝染病予防法の一部が改正され、家畜・家さんの飼養者は、下記の項目について**義務**づけられました。

1 農場の出入口付近に消毒設備を設置



- ・家畜伝染病を侵入させないよう、適切に消毒するための設備を設置しなければなりません。
- ・畜舎へ出入りする人や車両は必ず消毒して下さい。



ゲート式消毒装置



動力噴霧器



踏み込み消毒槽

2 適切な衛生対策（消毒の実施等）



- ・家畜・家さんの飼養者は、家畜伝染病発生予防及び発生時のまん延防止対策に重要な責任を有しています。消毒その他の適切な衛生管理に努めて下さい。

3 飼養状況・衛生管理状況の報告



- ・家畜・家さんの飼養者は、飼養している頭・羽数及び飼養衛生管理の状況について、毎年県に報告しなければなりません。
- ・日頃から、飼養状況や衛生管理、農場に出入りする人や車両についても記帳を行いましょう。

4 異常家畜・家さんの早期発見・通報



- ・家畜伝染病を疑う症状や死亡数の増加など、異常が認められる場合は、速やかに家畜保健衛生所へ届けなければなりません。

【HPAIの症状】



肉冠の出血・壊死
まとまって死亡等

【口蹄疫の症状（豚）】



鼻や蹄の水ぶくれ等

【口蹄疫の症状（牛）】



口や鼻鏡の水ぶくれ等
(写真：動物衛生研究所・宮崎県)

5 埋却地の確保



- ・万一の家畜伝染病発生時に備え、家畜・家さんの飼養者は飼養規模に応じた埋却地を確保して下さい。

6 手当金の返還等



- ・適切な予防対策や早期発見・早期通報など適切な処置を怠った場合は、手当金の全部又は一部が交付されなかったり、又は返還を求められることがあります。

（社）大分県畜産協会

〒870-0844 大分県大分市古国府1220番地
TEL:097-545-6591 FAX:097-554-4049

●家畜の病気に関するご相談はこちらへ

大分家畜保健衛生所 TEL:097-541-5241
豊後大野家畜保健衛生所 TEL:0974-22-0179



玖珠家畜保健衛生所
宇佐家畜保健衛生所

TEL:0973-72-0313
TEL:0978-37-0473